

戦傷病者、戦歿者遺族の方々の

援護について

戦傷病者及び戦歿者遺族の準軍人、有給の軍属が公務上負傷し、若しくは疾病にかかると、又は死亡した場合は、法律第二十号で成立した援護を受けることとなり、援護年金の支給、厚生医療給付、補給金等の支給、国立療養所への收容、遺族年金の支給、弔慰金の支給が実施されます。このうち傷病年金については、次号に掲載の予定ですが、遺族年金及び弔慰金の概要は次の通りです。

遺族年金につき受給者遺族は、中配偶者以下祖父祖母まで、遺族は死亡当時の親類で、遺族は遺族年金は妻又は夫に毎年一萬円づつ、子、父母、祖父祖母には一人につき毎年五千円づつ、弔慰金は一柱五萬円の公債で、その受ける資格は

遺族	配偶者		遺族
	妻	夫	
条件	○除籍となつていない(事実婚を含む)こと ○計費を得ることのできな	○計費を得ることのできな	条件
	○除籍となつていない(事実婚を含む)こと ○計費を得ることのできな	○計費を得ることのできな	
消滅	○婚姻したとき(事実婚を含む)(A) ○生計維持又は同一生計で遺族となつたとき(B) ○遺族以外のもの(養子となつたとき)(C)	○婚姻したとき(事実婚を含む)(A) ○生計維持又は同一生計で遺族となつたとき(B) ○遺族以外のもの(養子となつたとき)(C)	消滅
	○婚姻したとき(事実婚を含む)(A) ○生計維持又は同一生計で遺族となつたとき(B) ○遺族以外のもの(養子となつたとき)(C)	○婚姻したとき(事実婚を含む)(A) ○生計維持又は同一生計で遺族となつたとき(B) ○遺族以外のもの(養子となつたとき)(C)	
減	○Aに全し	○Bに全し	減
	○Aに全し	○Bに全し	

注：(A)は婚姻したとき、(B)は生計維持又は同一生計で遺族となつたとき、(C)は遺族以外のもの(養子となつたとき)を指す。

となつてゐるもの」を和二十年九月二日までの間に於ける戦地に於ての戦時災害がもとで死亡した者の遺族となつてゐるもの(二七、四、一現在)

八、〇遺族以外の者の養子となつてゐるもの(二七、四、一現在)

九、〇遺族以外の者の養子となつてゐるもの(二七、四、一現在)

十、〇遺族以外の者の養子となつてゐるもの(二七、四、一現在)

十一、〇遺族以外の者の養子となつてゐるもの(二七、四、一現在)

- 初雁公園工事概要
- 敷地面積 二萬坪
 - 工期 自昭和廿四年度 四ヶ年継続 至廿七年度
 - 野球場 面積五千坪(スタンド 五千五百坪)
 - レフト ライン 六百七十メートル
 - ライト センターライン 六百六十メートル
 - 客員人員 壹萬五千人
 - プール 計四面
 - 庭球コート 計四面
 - 室内競技場・大ホール
 - 図書室等
 - 児童遊園地・大弓場
 - 小動物園・小禽舎
 - 散策施設等

四月分以後の地代、家賃統制令一部改正

初めて的確に拘はらるる等事故もなく無事終了したことは一重に御理解ある市民各位の賜と深く感謝する所であります。

市当局と致しましては今後

昨年十月の地代家賃の統制額改訂については既に告知せられたましたが、この改訂により地代家賃と固定資産税との間に凸凹は一応調整されましたが、昭和二十七年の固定資産の価格が未登録の場合に対する措置のないこと及び固定資産税引当に関する調整が、本年三月分までに限定されてきたことの二つの点において不十分なので、これを是正するために去る四月七日附で地代家賃統制令の一部改正が行われました。これは暫定的な措置で、四月分以後の地代家賃が本年三月分の地代家賃より安くなることを防いでおります。なお根本的な改訂案については政府で検討している模様です。

今次改正の要点は次の通りです。

(一)地代
イ、固定資産の評価額に千分の二・二を乗じて得た額
ロ、昭和二十七年の固定資産の評価額が未登録の場合、登録される月までは昭和二十六年の評価額により登録された月の翌月から新しい評価額によりします。

ハ、その年度の固定資産税額が、評価額の百分の一・六に比べて高額のときはその差額の十二分の一を加えます。

ニ、本年三月分の地代が右により計算した額より高額のときはそのまゝ掛

身体障害の方々に手帖の交付

身体障害者福祉法の規定によつて、身体の不自由な方には、手帖が交付されます。今までは十八歳以上の者でないといふ制限がございましたが、昨年十月一日からは法律の改正により、生後すぐからでも身体に障害があつて手帖の交付が受けられます。以上で詳細な程度が決められております。この身体障害者福祉法は、身体障害者の更生を援助し、必要な保護を行う、身体障害者の福祉を図ることを目的とするものであります。また手帖の交付を受けていない方で、該当の方は福祉事務所へ御相談下さい。

一、視力障害(目の悪い人)
二、聴力障害(耳の悪い人)
三、言語機能障害(喋りづらい人)
四、肢切断又は肢不自由(手足のない人、又は手足の普通に動かない人)
五、中枢神経機能障害

以上で詳細な程度が決められております。この身体障害者福祉法は、身体障害者の更生を援助し、必要な保護を行う、身体障害者の福祉を図ることを目的とするものであります。また手帖の交付を受けていない方で、該当の方は福祉事務所へ御相談下さい。

市営家畜市場について

市営家畜市場については前号でお知らせしましたが、開設場所、日時を左記の通り変更することになりました。お知らせ致します。関係者には御案内申上げます。御利用下さる様願ひます。

一、日時 初月七月二十三日、その後毎月三日、二十三日
二、場所 川越市小仙波四〇番地(川越農業高等学校校西側)

道路愛護について

昭和二十六年に於て農閑期を利用して道路愛護作業に盡力した大の効果を認められた左記町内代表者に道路

初雁野球場について

昭和二十年 舉行しました。五年以来 当日は前日の雨もカラリと晴れ絶好の野球場となり、整備中の市営初雁野球場も大部分を完成したので六月三日の寄せ流石開場も正午には立錫の餘地な場式を行い次第に巨人の超満員と云ふ盛況で対松竹の第七回公式試合をした。

市民の聲

市内A B生へ市金庫窓口の計算に誤りがあつたとの御投書で、早速詳細調査いたしました。支拂されたとき直ちに御申出がなければ、後になつては間違があつたという証がなければ何ともいへない事情は御諒願すると思ひます。市金庫では毎日時間後收受した現金と伝票をつけ合せていますが、丁度当日は現金と伝票と一銭のくくりもなく合致して居り間違つていたという事実が、出ない以上、単に御申出によつて支拂ひすることは出来ません。これはどの金融機関でも同様です。何分大勢の御客さんですから間違いがなかつたとは断言出来ませんが、例え一方の方から百円余計にいたゞき、一方の方に百円余計に拂つたとすれば、時間後のつけ合せでは判らないわけでは、この場合銀行としてはお支拂ひしないことになります。どうぞ今後は窓口ですぐお金を改めていただくようお願いします。一応御受け取らなつてしまつてからでは銀行は責任を負ひませんから、御氣の毒ですが事情御諒願願ひます。(係り)

人権擁護委員

予て市長から中央に推薦中であつた人権擁護委員が次の通り法務総裁から発令されました。人権を侵犯されるときは、御遠慮なくこの方達に御相談下さい。

川越市中原町 一、五〇〇 松倉秋之助
川越市郭町 一九一 北村 博学
川越市通町 一四二七 岩間 久子

原動機付自転車は普通自轉車の扱いに

昭和二十七年四月廿八日法律第百二号で道路運送車両法の一部が改正になり原動機付自転車の検査は不要になり受験番号標も使用の必要なく普通の自轉車なみの扱いになりました。

御利用下さい

国民健康保険 川越市健康保険

川越市診療所

直営 川越市大工町二番地
電話川越三三四三番

内科小児科レントゲン科
その他健康相談 夜間往診に応じます

但し配偶者以下の遺族は国順位があります。即ち籍が日本にあり、その者に弔慰金よつて生計を維持し、又はその者と生計を共にしてゐるものでなければなりません。これに対し弔慰金は生計関係の条件はありますが、

〇妻で遺族以外の者を入夫としてゐるもの
〇遺族以外の者の養子となつてゐるもの
〇遺族以外の者の婚姻してゐるもの
〇遺族以外の者の養子となつてゐるもの(二七、三、三二以前)

昭和二十六年に於て農閑期を利用して道路愛護作業に盡力した大の効果を認められた左記町内代表者に道路

初雁野球場について

昭和二十年 舉行しました。五年以来 当日は前日の雨もカラリと晴れ絶好の野球場となり、整備中の市営初雁野球場も大部分を完成したので六月三日の寄せ流石開場も正午には立錫の餘地な場式を行い次第に巨人の超満員と云ふ盛況で対松竹の第七回公式試合をした。

予て市長から中央に推薦中であつた人権擁護委員が次の通り法務総裁から発令されました。人権を侵犯されるときは、御遠慮なくこの方達に御相談下さい。